

表 139 精神科救急医療条文別診察結果

神奈川県、横浜市及び相模原市との4者協調事業として、精神科救急医療を実施し、精神障害者またはその疑いのある者について、精神保健福祉法に規定された通報、申請、届出に対し、精神保健指定医が診察を行い、精神障害者への適切な医療と保護を行っている。

区 分	申請通報 届出件数	調査取下等により		診察実施件数診察結果						繰り越し
		診察不要	内病院 紹介	件数	措置入院	医療保 護入院	任意入院	入院外 診 療	医療不要	
一般からの申請 (法第23条)	4	2	-	2	2	-	-	-	-	-
警察官の通報 (法第24条)	183	71	1	111	80	12	2	16	1	1
検 察 官 の 通 報 (法第25条)	13	7	-	6	4	2	-	-	-	-
保護観察所長の通報 (法第25条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設長の通報 (法第26条)	40	39	-	1	-	-	-	1	-	-
病院管理者の届出 (法第26条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療観察法に係る通報 (法第26条の3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長の職権診察 (法第27条第2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	240	119	1	120	86	14	2	17	1	1

資料：精神保健課（精神保健福祉センター）